

現状と課題

- 学習指導要領の基本理念を踏まえ、各学校では生きる力の育成を目指して創意と工夫を生かした教育活動を推進していますが、学力向上や不登校・いじめ、中1ギャップ、人間関係づくりなど、様々な教育課題を抱えています。各校の課題解決に向けた取組をより実効性のあるものとするために、義務教育9年間を見通し、小・中学校のつながりに重点を置いた小中一貫教育の推進や支援体制の充実を図る必要があります。
- 社会環境の変化などに伴い、子どもたちの抱えている問題や不安は多様化・複雑化してきています。コミュニケーション能力などの社会性の育成や心のケアを必要とする児童生徒も多く存在している現状があり、市教育センターを核に学校への相談・支援体制を一層整備する必要があります。
- 学校では、LD（学習障害）やADHD（注意欠陥／多動性症候群）、自閉症等の発達障害が考えられる児童生徒が急増しています。特別支援教育のセンターを設置し、一人一人の障がいに応じた教育環境の整備や適切な支援をしていく必要があります。

1. 小中一貫教育の推進

- ①小中一貫教育基本計画に基づくモデル中学校区での実践を受け、全中学校区で魅力ある学校づくりに向け、9年間を見通した系統性・連続性のある指導を推進します。
- ②小学校5年から中学校1年までの3年間を一つの指導区分としてとらえ、この区分では特に連続性に重点を置いた教育活動を展開します。小学校から中学校への円滑な接続を図ることで、学力向上や中1ギャップの解消、不登校児童生徒への対応の充実に努めます。
- ③各中学校区内での児童生徒や教職員の交流活動等を積極的に推進し、コミュニケーション能力などの社会性の育成を図ります。

【主要事業】

- ・小中一貫教育推進事業
- ・教育振興会委託事業

2. 教育センター事業の推進

- ①学力検査を継続的・定期的を実施し、市教育センターが中心となって結果の分析を行い、指導法などの改善を図ります。
- ②小・中学校に学習指導助手などを適正に配置することで個に応じた指導の充実に図り、学力向上やいじめ・不登校の解消に努めます。
- ③外国語指導助手（ALT）を中心に、国際理解教育及び中学校英語教育・小学校外国語活動の充実に図ります。
- ④適応指導教室「にこやかルーム」や相談支援体制を整備するとともに別室登校学習支援員を配置し、不登校児童生徒の学級・学校への復帰を推進します。

【主要事業】

- ・学力向上研究事業
- ・指導力向上等推進事業
- ・外国語指導助手設置事業
- ・適応指導教室事業
- ・自立支援推進事業

3. 特別支援教育の推進

- ①特別支援教育のセンター的機能を有する特別支援学校を、市立で整備します。
- ②施設・設備の充実とともに市費教育支援員を配置し、一人一人の障がいに応じた適切な指導ができるように努めます。
- ③統一的な推進計画のもとに特別支援教育ネットワークの構築と機能化を図り、教職員の研修の充実や児童生徒間の交流の促進などに努めます。
- ④市教育センターによる特別支援教育にかかわる研修を推進し、教員の資質向上を図ります。

【主要事業】

- ・特別支援教育推進事業
- ・教育支援員設置事業

現状と課題

- 近年、子どもを対象とした犯罪が増加し、その危険性は当地域も例外ではありません。子どもたちの安全を確保するため、各校では、地域・関係団体などと連携した体制づくりを推進しています。今後も地域ぐるみの防犯教育の充実や交通事故防止運動の徹底を図ることが大切です。
- 地域の良さを知り、地域とかかわる力や思考力・判断力を育て、郷土に愛着と誇りをもつ創造性豊かな児童生徒の育成を図っていくことが求められており、学校では、地域の教育力（人・自然・文化）を生かした特色ある教育活動を展開しています。より魅力ある学校づくりに向け、各中学校区では地域性を生かし、9年間を見通した教育活動を展開し、ふるさとを愛する心を育てていくことが大切です。
- 食育基本法が制定され、食育の大切さが強調される中で、安全でおいしい給食の安定的な提供、地産地消の推進、家庭と連携した望ましい食習慣の形成、生活習慣の改善や健康な生活を送るための体力づくりなどを積極的に進める必要があります。

【まちづくりの目標値】

| 項 目 | 現 状 | 目 標 |
|---|------------------------------------|------------------------------------|
| 全国学力標準検査（NRT）で全学年・全教科の平均点が全国平均点以上の学校数（児童数50人以下の小規模校を除く） | 小学校：100% 中学校：30% （平成22年度） | 小学校：100% 中学校：100% （平成27年度） |
| 不登校（病気や経済的理由以外で1年間に30日以上欠席）児童生徒の割合 ※割合＝不登校児童数・生徒数／全児童数・生徒数 | 小学校：0.39% 中学校：3.03% （平成21年度） | 小学校：0.20% 中学校：1.50% （平成27年度） |
| 小中学校新体力テストの種目別全国平均到達率 | 87.5% （平成22年度） | 90% （平成27年度） |
| 学校給食における地元農産物（対象：野菜・キノコ）使用割合 | 20.7% （平成21年度） | 35.0% （平成27年度） |

施策の展開

1. 安全・安心な環境づくりへの支援

- ① 学校と地域や警察、関係行政機関が連携を一層深めるとともに、地域防犯ボランティアの育成を図り、安全パトロールや通学路・安全施設の定期点検などの実施により、地域全体で子どもたちの安全を守る運動を展開します。
- ② 子どもたちにとって、安全・安心な環境づくりに向け、小・中学校と地域が協働で地域安全マップを作成します。

2. ふるさとを愛する活動の推進

- ① ふるさとを愛する心を育成するために、9年間の連続性を生かした総合的な学習の時間、各地域固有の財産と創意工夫を生かした活動など、特色ある教育活動を継続的に実施します。
- ② 市の伝統文化である「織物」の学習と、新たな産業である「妻有焼」の制作体験学習を通して、地域への誇りと愛着を持つ子どもを育てます。
- ③ 「大地の芸術祭」への参加を働きかけ、人と人、人と大地のかかわりを通してふるさとを思う心を育みます。

【主要事業】

- ・ 特色ある教育活動支援事業
- ・ 和装教育事業
- ・ 妻有焼体験学習事業

3. 食と健康、体力づくりの推進

- ① 食に対する正しい知識と習慣が身につくよう、家庭・学校・地域・行政が連携した食育を推進し、健康な体づくりに努めます。
- ② 安全、安心な食材の提供とともに地元農産物の活用に資するため、地元農産物の使用を計画的に推進します。
- ③ 給食施設の老朽化や学校の統廃合に対応して、センター方式を採用した適正規模での学校給食施設の整備を推進します。
- ④ 体力向上を目指して、各学校の部活動の振興を図るとともに、部活動の研究・実践を推進します。

【主要事業】

- ・ 学校給食地産地消推進事業
- ・ 教育振興会委託事業
- ・ 給食用食器更新事業
- ・ 給食業務委託事業
- ・ 学校給食施設整備事業
- ・ 住民の医療参加促進事業
(教育との連携)

現状と課題

- 市内には建築後 30 年以上が経過し老朽化が著しい教育施設が多くあります。壁のモルタルの剥離（はくり）や天井の雨漏りなどの修繕を繰り返していますが、今後は大規模な改築や改修を計画的に進めることが必要です。
- 昭和 56 年度以前に建築され新耐震基準に適合していない校舎及び屋内体育館が多くありますが、中越大震災のような大規模な地震に備え、耐震化を進めていかなければなりません。
- 学校施設は、地域との連携や開放を推進するため、必然的に利用形態が複雑となり、防犯上弱点が多い施設と言えます。本市においても、規模の違いや地理・地形的条件、施設条件、地域との関係などを考慮し、不審者の侵入防止など、防犯強化を図る必要があります。
- 平成 22 年 4 月現在、小学校 23 校、中学校 10 校がありますが、少子化と過疎化の進行により、小規模化や複式学級化が進み、学校規模の適正化を図ることが課題です。
- 教育委員会が管理するスクールバス等が現在 24 台あり、購入後に期間が相当経過したものが多く、老朽化が全体的に著しく進んでいます。

学校数の推移

各年度 5 月 1 日現在

| 区 分 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 |
|-----|----------|----------|----------|----------|----------|
| 小学校 | 30 | 28 | 27 | 23 | 23 |
| 中学校 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |

(資料：学校基本調査)

耐震化の目標値 (%)

| 区 分 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 小・中学校 | 60.0 | 67.0 | 72.7 | 81.2 | 85.5 | 100 |

(資料：小・中学校施設の耐震化推進計画)

施策の展開

1. 学校施設・設備の充実

- ① 建築年数が 30 年以上経過している学校施設の調査を更に進めます。
- ② 老朽化した学校施設の改築を推進します。
- ③ 教育施設・設備の改修・補修を実施します。

【主要事業】

- ・ 小学校施設整備事業
- ・ 中学校施設整備事業
- ・ スクールバス購入事業

2. 学校施設の耐震化の推進

- ① 昭和 56 年度以前に建築され新耐震基準に適合していない校舎及び屋内体育館の耐震診断等を更に進め、併せて災害時の避難所など、地域の防災拠点としての活用を図ります。
- ② 耐震診断等の結果に基づき、学校施設の耐震化工事を実施します。

【主要事業】

- ・ 小学校施設整備事業（耐震化事業）
- ・ 中学校施設整備事業（耐震化事業）

3. 学校施設の防犯強化の推進

- ① 学校施設の規模や地理・地形的条件を調査し、状況に応じて適正な防犯設備（防犯カメラ）を設置します。

【主要事業】

- ・ 小学校施設整備事業
- ・ 中学校施設整備事業

4. 学校規模の適正化の推進

- ① 学校規模の適正化を図るため、住民合意を得るための話し合いを積み重ねながら学校の統廃合を推進します。また、学校は地域の拠点施設であることから、学校に代わる新たな地域コミュニティのための施設等として、廃校舎の活用について市全体の課題として検討します。

現状と課題

- 教育費の保護者負担の軽減や進学率向上のため、大学生・高校生などを対象に、市単独の奨学金制度を設けています。経済状況の好転が見込めない中、地域の未来を担う人材を育成するため、制度の活用について積極的に取り組む必要があります。
- 市内に公立高等学校は5校（本校4、分校1）ありますが、より一層地域に期待される特色ある学校を目指して、地域との結び付きを更に深める必要があります。
- 大学や専修学校など高等教育機関で学ぼうとする人の多くが県外への進学を余儀なくされており、当地域への高等教育機関誘致が望まれています。

施策の展開

1. 奨学金制度の充実

- ① 市奨学金貸与制度の継続的な普及啓発に努め、活用の促進を図ります。

【主要事業】
・ 奨学金貸付事業

2. 魅力ある高等学校づくりの支援

- ① 市内の高等学校が地元の期待に応え、魅力ある充実した教育活動を展開できるよう、市内中学校との連携を強めるとともに、地域・関係機関・団体との情報交換の場を設定するなど、支援に努めます。
- ② 県立安塚高校松之山分校と県立十日町高校定時制の継続を目指して地元団体が行う各種活動を支援します。

3. 高等教育機関誘致の推進

- ① 新しいまちづくりを担う人材を育成するため、地域需要に対応した高等教育機関の誘致を促進します。

現状と課題

- 幼児期は、人間形成や生涯にわたる学習の基礎を培う重要な時期であり、幼児教育への期待とその役割は大きいものとなっています。このため、家庭・地域・幼稚園・保育園・小学校などが相互に連携を強化しながら、幼児教育の充実を図っていく必要があります。また、幼稚園就園に対する支援などを継続していく必要があります。

施策の展開

1. 幼児教育の充実

- ① 幼稚園への就園を支援するため、助成措置を引き続き実施します。
- ② 幼稚園の施設整備に対する助成を継続して実施します。
- ③ 社会教育や保健福祉分野における保護者の学習機会を拡充するとともに、親子のふれあいの場や体験活動の場を提供します。
- ④ 幼稚園、保育園の幼児教育に果たす役割の重要性を踏まえ、幼・保と庁内関係課との連携や情報交換を充実します。

【主要事業】

- ・ 私立幼稚園就園奨励費補助事業
- ・ 私立幼稚園施設整備費補助事業
- ・ 私立幼稚園運営費補助事業

現状と課題

- 社会環境の悪化や基本的な生活習慣の乱れが、青少年の健全な育成に悪影響を及ぼしています。青少年の健全育成のためには、行政はもちろん、青少年育成に関わる市民団体・地域団体、学校、PTA といったあらゆる関係団体が連携を図りながら取組を進めていくことが大切です。そのため、市では地域ぐるみで「はぐくみのまちづくり運動」を進めていますが、今後はこの運動を市民の日常生活レベルまでいかに浸透していけるかが課題です。
- 少子化や核家族化、地域社会の人間関係の希薄化などを背景に、近年の青少年は成長過程において自然・生活・社会体験などが不足しており、それが青少年の問題行動の一因ともなっています。このため、社会教育事業や社会教育団体の活動を通して、青少年の体験活動を進める必要があります。
- 家庭における教育力の低下が指摘されており、各社会教育機関において、年齢層に応じた家庭教育事業に取り組む必要があります。また、幼児教育や福祉など関係機関との連携が不可欠となっています。
- 青年の問題は、非行や犯罪のほか、社会に適応しにくい若者の増加など多様化しています。青年を対象とした社会教育事業は、こうした状況への対応も求められており、若者の余暇時間の活用や活動支援等に取り組む必要があります。また、施設の老朽化や若者の学習要求の多様化により事業への参加者は減少しています。青年活動の拠点となる各施設の整備と事業内容の充実が課題です。

【まちづくりの目標値】

| 項 目 | 現 状 | 目 標 |
|---------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 子どもたちの体験事業への参加者数（教育委員会主催） | 2,800 人 （平成 21 年度） | 3,000 人 （平成 27 年度） |

施策の展開

1. はぐくみのまちづくり運動体制の充実

- ① 青少年健全育成のための機運を高めるために、青少年育成十日町市民会議等関係団体と連携しながら、はぐくみのまちづくり運動を更に推進します。
- ② 青少年育成委員会の活動を支援し、青少年の非行防止や青少年を取り巻く有害環境の浄化に努めます。

【主要事業】

- ・ はぐくみのまちづくり運動推進事業
- ・ 青少年育成委員活動事業

2. 体験活動の充実

- ① 子どもたちの豊かな人間性や自主性を育てるために、社会教育機関において自然・生活・社会体験などの事業を実施します。
- ② 博物館や森の学校キョロロが収蔵する資料を活用し、子どもが自分たちの暮らす地域の文化や自然を体験する機会を創出します。
- ③ 子どもたちが地域内での遊びや活動を通して健やかに成長するよう、育成者への研修や地域子ども会の活動を支援します。
- ④ 青少年が宿泊を伴った体験活動や通学合宿、学習・文化活動を行う拠点施設として、松代青少年研修センター等の利用促進を図ります。

【主要事業】

- ・ 放課後子どもプラン推進事業
- ・ プラネタリウム事業

3. 家庭教育支援の充実

- ① 家庭の教育力向上のため、乳幼児期・児童期・思春期など、子どもの発達段階に応じた家庭教育学級を公民館で実施します。
- ② 親子のふれあいを高めるため、情報館（図書館）などでの読み聞かせや博物館での体験教室などを実施します。
- ③ 学校教育や保健・福祉分野と連携し、子育てについて問題を抱えた家庭を支援する体制を整えます。

【主要事業】

- ・ はぐくみのまちづくり運動推進事業
- ・ 地域子育て支援センター事業

4. 青年活動の充実

- ① 民間青年団体や青年層の社会教育事業への参加を促します。
- ② 中央公民館で実施する青年学級の活動を一層充実し、青年の拠点施設としての役割を高めます。

【主要事業】

- ・ 成人式開催事業

現状と課題

- 現在、地方分権や市民の自立が求められていますが、市民が主体となって生活課題や地域課題を考え、解決のヒントを得るような学習が不足しています。生活課題や地域課題をテーマに据えた学習メニューを拡充する必要があります。
- 公民館の学習メニューでは、参加者が指導者の知識や技術を学び取る学習方法が中心になっています。参加者が学んだ成果を地域づくりに生かしていくために、主体性を高める参加型学習¹⁾の積極的な導入を図る必要があります。
- 社会教育での学習成果が個人レベルにとどまりがちです。学習成果を地域に還元するために、参加者が社会教育における学びを通して、地域づくりの主体となっていけるような働きかけが必要です。

1)参加型学習：受け身的な学習ではなくワークショップ、話し合い学習、フィールドワーク（現地調査）など、主体的な参加によって、意識や行動の変容をねらう学習方法のこと。

施策の展開

1. 地域課題の整理と事業化

- ① 公民館において、講座参加者へのアンケートや定期的な意識調査などの実施により、市民の生活・地域課題を把握し、それらを学習に反映します。
- ② 博物館や情報館（図書館）において、地域資料の発掘・収集・整理・保存を進め、この地域の歴史や文化の特性を学び、地域の財産として活用していきます。

【主要事業】

- ・ 公民館生涯学習事業
- ・ 情報館古文書等歴史資料保存・活用事業

2. 参加型学習の充実と活用

- ① 参加型学習を活用したプログラムを企画・実践します。
- ② 社会教育分野の指導者や講師を対象に、参加型学習について理解を深めるための研修を行います。

【主要事業】

- ・ 公民館生涯学習事業

3. 学習成果の地域還元

- ① 学習を継続し、課題解決に向けて活動する自主グループが結成されるよう、積極的な働きかけを行います。
- ② 地域づくりについて自らが考え、行動する機会となるよう、公民館で開設している講座や教室などの成果を発表する場を増やします。

【主要事業】

- ・ 公民館生涯学習事業

現状と課題

- 個人の価値観の多様化や情報の高度化に伴い、市民の学習ニーズに十分にこたえることができていません。このため、単に学習機会を提供するだけでなく、学習ニーズを的確に把握し、多種多様な学習メニューを提供していく必要があります。
- これまでは、個人の学習に対する支援体制が十分に構築されてきませんでした。市民一人一人の多様な学習ニーズに応え、各人が主体的に学習活動を行えるよう、情報提供や相談体制などを一層充実していく必要があります。

十日町情報館・図書館分室の利用状況

(単位：人、冊)

| 区 分 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 |
|------|----------|----------|----------|
| 利用者数 | 19,145 | 21,416 | 21,666 |
| 貸出冊数 | 195,902 | 199,799 | 194,837 |

(資料：情報館)

施策の展開

1. 多様化する学習ニーズへの対応

- ①市民の学習ニーズの把握を的確に行います。
- ②市民が生活に潤いと生きがいを持てるよう、市民の学習ニーズとライフサイクルに応じた多様な学習メニューを提供します。
- ③多くの市民ニーズにこたえられるよう、社会教育機関の連携をより深めていきます。

【主要事業】

- ・公民館生涯学習事業（高齢者の生きがいづくり推進事業含む）

2. 学習情報の提供・学習相談の充実

- ①市民の学習ニーズに応えられる指導者や人材の情報（生涯学習人材バンク等）を整理して提供します。
- ②情報紙やインターネットを活用した情報の提供と生涯学習相談体制の充実を図ります。
- ③博物館・情報館（図書館）資料の充実やレファレンスサービス²⁾などを通して学習・調査活動を支援します。

【主要事業】

- ・公民館生涯学習事業（高齢者の生きがいづくり推進事業含む）
- ・博物館教育普及・展示事業

2) レファレンスサービス：図書館資料などを用いて、利用者が求める情報や資料を提供するサービスのこと。

【まちづくりの目標値】

| 項 目 | 現 状 | 目 標 |
|---------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 図書の貸出利用者数及び冊数 | 21,666 人 194,837 冊 (平成 21 年度) | 24,000 人 225,000 冊 (平成 27 年度) |

現状と課題

- 公民館・博物館・情報館（図書館）などの社会教育施設を拠点に多様な学習機会が提供されています。こうした学習の営みが市民の文化レベルの向上に寄与するとともに、地域の中心となって活躍する人材を数多く生み出しています。生涯学習社会を実現するためには、これらの社会教育施設だけでなく、様々な地域課題に対応するための学習機会の充実が必要であり、行政組織内部はもとより民間の各種関係機関との連携体制の強化が更に求められています。
- 子どもたちの生きる力を育むためには学校教育と社会教育の連携や融合が大切ですが、地域の資源を積極的に活用するという点においては、連携が十分に進んでいるとは言えません。今後、生涯学習社会の構築に向けて、学社連携・融合の動きを一層推進していく必要があります。
- 学習活動の拠点である社会教育施設の老朽化、バリアフリー化や多様化した学習スタイルに対する施設整備の遅れなど、多くの課題が見受けられます。市民が生涯にわたって学習を続ける社会環境を実現するためには、施設の条件整備が必要です。
- 市民の学習ニーズは年々高度化・多様化しています。このため、ニーズを的確に把握した事業の企画力を持った専門的職員の配置や、市民レベルでの学習活動をコーディネートできる人材を養成する必要があります。

施策の展開

1. 関係団体との連携による生涯学習の推進

① 行政、各種生涯学習情報を集約・管理し、関係する民間団体との連携を図りながら地域課題解決に向けた取組を進めていきます。また、全庁的な連携を図りながら効果的に学習機会を提供していきます。

【主要事業】

- ・はぐくみのまちづくり運動推進事業
- ・生涯学習推進事業

2. 学社連携・学社融合の推進

- ① 総合的な学習の時間や特別活動などで、社会教育事業参加者や生涯学習人材バンク登録者の効果的な活用が図られるよう、学校教育・社会教育間での学習ニーズを共有し、学校教育と社会教育の連携・融合を推進します。
- ② 放課後の子どもたちの居場所づくりの拡充や通学合宿など、地域と連携した学習活動の場として学校施設や公民館等の有効活用を図ります。

【主要事業】

- ・放課後子どもプラン推進事業

3. 生涯学習施設の整備充実

- ① 老朽化した施設の増改築や耐震化、修繕を計画的・段階的に進め、快適な学習環境を提供します。
- ② 施設のバリアフリー化を進め、誰もが気軽に利用できるような学習環境を整備します。
- ③ コンピュータやマルチメディア機器などの高度情報化に伴う学習設備・備品を整備充実します。

【主要事業】

- ・情報館地域情報化推進事業
- ・情報館資料購入事業
- ・情報館資料整理事業

4. 専門的職員・コーディネーターの養成と配置

- ① 社会教育主事・司書・学芸員など社会教育専門職を養成し、引き続き適正配置に努めます。
- ② 生涯学習に関する専門性が高められるよう、国・県などの研修機会を積極的に活用するなど、職員の研修機会を拡充します。また、市民の中からも生涯学習活動をコーディネートできるような人材を育成していきます。

【主要事業】

- ・生涯学習推進事業

現状と課題

- 芸術文化を振興するためには、市民に優れた芸術文化活動鑑賞の機会を提供し、芸術文化意識の醸成を図ることが必要です。石彫シンポジウムなど継続しているものもありますが、音楽・舞台芸術・美術作品の鑑賞機会はまだ不足しています。市民の芸術文化活動団体とも協力しながら、鑑賞機会の拡大に努めていくことが課題です。
- 市民の芸術文化活動は、地域伝統文化も含めて後継者不足、資金不足などにより多くの地域・団体に活動が停滞しています。様々な形で活動を支援していくこと、活動状況に関する情報を提供すること、幼少期から芸術文化を体験させることが必要です。また、若者向けの新しい芸術文化も奨励していくことが求められています。
- 芸術文化活動拠点施設としての市民会館は、建設から相当の年数がたち、老朽化が著しくなっています。また、市民の各種音楽活動に見合う設備も不足しています。市民が生き生きとして芸術文化活動をしていくためには、改築により施設・設備を拡充する必要があります。

【まちづくりの目標値】

| 項 目 | 現 状 | 目 標 |
|---|--|--|
| 市美術展の出品者数及び入場者数 《間接的に芸術・文化活動に対する市民意識の向上度を計る》 | 出品者数 212 人 入場者数 1,774 人 (平成 21 年度) | 出品者数 230 人 入場者数 1,900 人 (平成 27 年度) |

施策の展開

1. 鑑賞の機会拡充と表現活動の奨励

- ① 街なか石彫ギャラリー空間を目指し、「アートのあるまちづくり事業」として石彫シンポジウムを継続します。
- ② 芸術文化意識の醸成を図るため、優れた音楽や舞台芸術、美術作品などの鑑賞の機会をつくります。

【主要事業】

- ・アートのかおるまちづくり事業
- ・市美術展開催事業

2. 個人・グループ・団体の支援

- ① 小中学校における芸術文化体験を促進するため、人材バンクや各種情報提供を充実します。
- ② 市民の芸術文化活動の支援のため、十日町市文化協会連合会を始め、各芸術文化団体の自主活動を支援します。
- ③ 後継者を育成するため、芸術文化に関する公民館講座を開設します。

【主要事業】

- ・芸術・文化団体育成事業

3. 芸術文化施設の充実

- ① 市民会館は、芸術文化発展の拠点施設として、また若者が集える空間として市民の合意を得ながら規模・機能等の検討を進め改築に取り組みます。

【主要事業】

- ・市民文化ホール建設事業

現状と課題

- 固有の自然や歴史、文化を有しており、厳しい自然環境の中から生まれた越後縮と、名だたる豪雪地帯の冬の生活に必要とされた用具を国重要文化財として所蔵しています。そして、これまでに国宝を始めとする火焰型土器が多数出土し、火焰型土器文化圏の中核に位置付けられています。将来を見据え、地域に根ざした文化財を保護し、正しい理解のうえでこれらを継承するためには、より適切に、文化財の保護と活用を図ることが重要です。
- 進展する情報化時代においては、文化財情報の発信の高度化を進め、各種の研究・調査相談に対応していく必要があります。このため、考古資料や古文書など歴史資料を始めとする各種文化財の調査・整理・研究に力を入れ、その成果を広く一般の活用に使わなければなりません。また、文化財に関する調査研究が専門的かつ長期の取組が必要であるため、専門職員や指導者・ボランティアの養成など、マンパワーの確保と活用が欠かせません。
- 博物館・民俗資料館は、地域をより深く理解し愛着を深めて市民の郷土意識を育むとともに、外来者に対し地域文化を紹介し理解を深めてもらう場所であり、文化振興と交流の拠点でもあります。今後とも博物館等を地域文化の発信基地として位置付けるために、現代的のニーズに対応した展示方法やインターネットによる情報発信など、文化財を取り巻く自然的・社会的環境を含めた施設の整備・改善が必要です。

主な指定文化財の状況

平成 22 年 4 月 1 日現在

| 区分 | 種別 | 名称 | 員数 |
|----|---------|---|---------|
| 国 | 国宝・考古資料 | 新潟県笹山遺跡出土深鉢形土器 57 点 (附 ^{つげたり} 土器・土製品類・石器他 871 点) | 928 点 |
| | 重文・建造物 | 松茸神社本殿 | 1 棟 |
| | 重文・建造物 | 星名家住宅 | 7 棟 |
| | 重文・有形民俗 | 越後縮の紡織用具及び関連資料 | 2,098 点 |
| | 重文・有形民俗 | 十日町の積雪期用具 | 3,868 点 |
| | 名勝天然記念物 | 田代の七ツ釜 | |
| | 名勝天然記念物 | 清津峡 | |
| 県 | 建造物 | 神宮寺観音堂・山門 | 2 棟 |
| | 絵画 | 山水図釧雲泉筆六曲屏風 | 1 双 |
| | 彫刻 | 木造十一面千手観音立像 | 1 軀 |
| | 彫刻 | 木造四天王立像(伝広目天・伝毘沙門天) | 2 軀 |
| | 有形民俗 | 越後縮幡 | 74 旒 |
| | 史跡 | 大井田城跡 | |
| | 天然記念物 | 赤谷十二社の大ケヤキ | 1 本 |
| | 天然記念物 | 中尾の大スギ | 1 本 |
| | 天然記念物 | 小貫諏訪社の大スギ | 1 本 |
| | 天然記念物 | 角間のねじりスギ | 1 本 |
| | 考古資料 | 伊達八幡館跡出土品 | 281 点 |
| | 考古資料 | 久保寺南遺跡出土品 | 309 点 |

(資料：文化財課)

施策の展開

1. 文化財の保護と活用

- ①有形・無形の各種文化財の保護と活用を図るため、情報の蓄積と整備及び公開に取り組みます。中でも国宝を始めとする火焰型土器や越後アンギン、越後縮関連資料などを地域の誇りとして保護・活用するとともに、広く内外に情報発信して地域の活性化に努めます。
- ②縄文をテーマにして、火焰型土器を中核に据えた火焰の都計画の実現に向け、計画的に環境・施設整備を図ります。
- ③文化財を広く周知するための情報発信策を計画的に進めます。

【主要事業】

- ・ 国宝発信事業
- ・ 建造物等修理保存事業
- ・ 博物館展示替え基本構想検討事業
- ・ 火焰の都整備事業

2. 文化財の調査と研究

- ①歴史、民俗、自然などの資料の収集整理・分析調査・研究を行い、その成果を広く一般に公開、刊行して活用を図ります。
- ②考古資料や古文書など歴史資料の整理・分類・研究を計画的に推進し、調査報告書を順次刊行します。
- ③専門分野の適切な人材を確保するとともに、各種研修・講習会に参加し資質の向上に努めます。

【主要事業】

- ・ 国宝出土地・笹山遺跡の学術調査（発掘）事業
- ・ 文化財保護調査事業
- ・ 遺跡調査・遺物整理事業
- ・ 埋蔵文化財等調査報告書作成事業

3. 文化財施設の整備

- ①年々増加する考古資料や民俗資料などの保管・展示・活用施設を整備・改善します。
- ②博物館と歴史民俗資料館の役割を明確にし、運営と活用に努めます。

【主要事業】

- ・ 博物館展示替え基本構想検討事業

【まちづくりの目標値】

| 項 目 | 現 状 | 目 標 |
|--|------------------------|------------------------|
| 文化財関連施設（十日町市博物館、松代郷土資料館、松之山郷民俗資料館）の入館者 | 23,480 人 （平成 21 年度） | 29,000 人 （平成 27 年度） |

現状と課題

- 最近のスポーツは、競技スポーツ・健康スポーツ・見るスポーツ・支えるスポーツと多岐にわたっており、多様なニーズに応えるため、生涯各期に応じたスポーツなどを幅広く推進する必要があります。そのため市民の一人一人が年代を問わずに「誰でも」「いつでも」「どこでも」スポーツや運動が出来る環境を整備するとともに、市民自らスポーツにかかわり楽しもうという意識改革を進める必要があります。
- 子どもたちの体力・運動能力の低下が問題となっており、次の世代を担う心身ともに健康でたくましい児童生徒を育成するため、成長に合った適切な運動の普及が必要です。そのため、学校・家庭・地域のそれぞれの立場において、子どもたちが運動やスポーツを身近に楽しくできるような環境づくりを推進していく必要があります。
- 競技スポーツでは、種目によって全国規模の大会、国際大会出場者に差異が見られます。あらゆる種目において優秀な成績を収めることのできる選手を、計画的・継続的に育成する必要があります。あわせて、そのための優秀な指導者を育成することも必要です。
- 地域におけるスポーツやレクリエーションスポーツを普及するため、体育協会や単位協会、総合型地域スポーツクラブと連携を深めながら、誰でも参加できるスポーツ教室やイベント等を企画するとともに、市民への啓発を推進していく必要があります。
- スポーツ施設や豊かな自然を活用してのスポーツ交流やイベントの開催は、本市の知名度向上とイメージアップにつながり、地域の活性化に大きな効果が期待できることから積極的に推進する必要があります。

スポーツ施設利用者数の推移

(単位：人)

| 区分 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 利用者数 | 327,091 | 354,190 | 380,458 | 355,389 | 359,380 |

(資料：スポーツ振興課)

【まちづくりの目標値】

| 項目 | 現 状 | 目 標 |
|---------------------------|-------------------------|-------------------------|
| スポーツ施設の利用者数（スポーツ交流人口を含める） | 359,000 人 （平成 21 年度） | 430,000 人 （平成 27 年度） |

施策の展開

1. 生涯スポーツの推進

- ①生涯各期に応じたレクリエーションスポーツ・ニュースポーツの普及を推進し、気軽に参加できる環境づくりに努めます。
- ②多様な市民ニーズに応えるために、体育指導員を始めとした指導者の一層の資質向上と活動内容の充実を図ります。
- ③障がい者がより身近で気軽にスポーツを楽しめるよう、スポーツ教室やスポーツ交流会等の機会を作ります。
- ④子どもたちが運動やスポーツに親しむために、体育協会、総合型地域スポーツクラブ、学校、家庭、地域が連携し、成長に合わせた指導を行っていきます。

【主要事業】

- ・体育指導委員会活動事業
- ・スポーツ振興事業

2. 競技スポーツの向上

- ①競技水準の向上と底辺の拡大を図るため、体育協会の組織基盤を強化するとともに、各単位協会の人材活用を図ります。
- ②競技力向上対策事業などの効果的な支援により、競技団体の運営指導体制を強化するほか、関係団体と連携した総合的な選手育成強化を行います。

【主要事業】

- ・競技力向上対策事業
- ・スポーツエキスパート活用事業

3. スポーツ活動の推進

- ①総合型地域スポーツクラブとの連携により、地域住民が積極的にクラブに参加することでスポーツを核とした地域づくりを推進します。
- ②優秀な指導者を教育機関や関係団体との連携を図る中で発掘し、登録制度の導入と活用を含めた条件整備を進めます。

【主要事業】

- ・総合型地域スポーツクラブ育成事業
- ・指導者育成事業

4. スポーツ交流の促進と各種大会の誘致

- ①スポーツを通じた交流人口拡大を目指し、プロチームのキャンプ誘致、各種スポーツイベントの開催、日本代表や学生の合宿等を積極的に誘致します。
- ②プロ選手との交流の機会をつくり、「見るスポーツ」という新しいスポーツ文化の定着と、市民のスポーツに対する意識高揚を図ります。
- ③県内外の少年少女とのスポーツ交流を促進し、スポーツへの参加意欲の醸成を図ります。

【主要事業】

- ・ニュー健康・スポーツ事業
- ・クロアチアピッチ活用事業
- ・スポーツ交流まちづくり事業

現状と課題

- 健康維持・体力づくりや競技スポーツ・生涯スポーツの推進、スポーツ交流や各種大会などの開催を効果的に行うため、施設の計画的な改修・整備を進め、利便性をより高め利活用を促進することが必要です。また、新たなスポーツ施設の建設や利用の少ない体育施設の整理統合など、今後の利活用方法を検討しながら進める必要があります。
- 学校体育施設は地域住民に身近な施設として広く利用されており、今後も学校教育に支障のない範囲での活用を図っていく必要があります。また、将来統廃合により発生する空き施設を、スポーツ施設として活用していくための検討が必要となってきます。

施策の展開

1. スポーツ施設の整備

- ①新たな施設として、当間多目的グラウンド（クロアチアピッチ）にクラブハウスを建築し、スポーツ交流の拠点施設として活用します。また、吉田クロスカントリー競技場の発着場を天然芝広場とローラスキーコースを有した多目的グラウンドに整備し、市民の憩いの場としての活用を図ります。
- ②老朽化しつつある施設を機能的で利便性の高い施設にするため、計画的に改修・改善を進めます。計画の期間内では、かねて検討を続けてきた、中里体育館の建替えを実施します。
- ③新たなスポーツ施設建設については、その規模や施設内容などについて関係機関と十分な協議・検討を行います。
- ④使用頻度の少ない施設については、地域や関係団体と協議をして廃止など整理を図ります。

【主要事業】

- ・中里体育館建設事業
- ・当間多目的グラウンド整備事業
- ・吉田クロスカントリー競技場整備事業
- ・各地域体育施設改修事業

2. 学校体育施設の有効活用

- ①地域におけるスポーツの振興を図るため、学校体育施設開放事業を推進します。また、今後統廃合により発生する学校体育施設の有効活用を図ります。

【主要事業】

- ・学校体育施設開放事業

3. 施設管理運営体制の整備

- ①管理と運営を一括委託する指定管理者制度の導入を積極的に行い、効率的な管理運営と施設の活性化を図ります。

【主要事業】

- ・吉田クロスカントリー競技場利活用運営事業
- ・体育施設維持管理運営事業